

# 長野市における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和3年3月31日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 趣旨

長野圏域については、3月18日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、3月29日には、北信ブロックの医療提供体制がひっ迫しつつあったことから、とりわけ感染の拡大が顕著な長野市について感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかしながら、医療機関や高齢者施設における陽性者の発生に加え、飲食の機会を起因とする陽性者の確認が後を絶たないことから、長野市において新たな対策を講じることとします。

## 2 長野市における県の対策強化について

長野市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、3月29日の特別警報Ⅱ発出時の対策に加え、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。長野市内の事業者の皆様は、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第5条に基づく感染症対策として実施するものです。)

### ① 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)について協力を要請します【長野市の一部地域(別紙参照)】(4月2日から4月9日まで) (特措法第24条第9項)

長野市の一部地域(別紙参照)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は4月2日\*から当面4月9日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店(酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時~20時)
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 (5時~20時)

※ 2日の営業時間から(営業時間短縮の場合は2日の20時以降)適用

### ② 市と連携してガイドライン遵守等の働きかけ活動を行います

地方部と長野市が連携して個々の事業者、店舗を巡回し、営業時間短縮要請や感染拡大予防ガイドラインの遵守に係る働きかけ活動を行います。

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対して支援します。

3 感染拡大防止のお願い

- ① 飲食の機会を起因とする感染例が非常に増えています。密な室内での大人数（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）での飲食、長時間（概ね2時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食は自粛してください。（自宅や職場等も含む。）
- ② 発熱やだるさなどの風邪症状等がある場合は外出を控え、速やかにかかりつけ医等に相談の上、受診してください。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

**施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設**

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = <b>休業を要請</b>  ○ガイドラインを遵守している施設 = <b>営業時間短縮（5時～20時）を要請</b>
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	<b>営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）</b>
---------------------	----------------------	--